



真岡市放課後児童クラブ利用料減免事業について

真岡市では、放課後児童クラブを利用する保護者の経済的負担の軽減を図るため、利用料金の減免をします。

下記の対象世帯に該当する方は、内容をお読みのうえ、申請書を提出してください。

■対象世帯

①生活保護世帯 ②住民税非課税世帯 ③ひとり親家庭医療費受給世帯
※スポット利用の世帯の方は除きます。

■減免額

児童 1 人あたり月額 2,000 円
※毎月の利用料が、2,000 円減額されます。

■申請書類

真岡市放課後児童クラブ利用料減免申請書

※申請書は、各放課後児童クラブ、保育課にあります。またホームページからもダウンロードできます。

※ひとり親家庭医療費受給世帯の方は、ひとり親家庭医療費受給者証の写しを添付してください。

■申請書の提出先

申請書は、各放課後児童クラブへ提出してください。

■申請書の提出時期

クラブの利用決定後から申請できます。
また、申請は年度ごとに必要となります。



■減免期間

①申請書を提出した翌月から減免となります。

※4月分から減免申請を希望する方は、必ず4月中に申請してください。

※提出が遅れると、減免の非該当となる月が発生しますのでご注意ください。

②減免対象世帯でなくなった場合は、その月まで該当となります。

■留意事項

①申請してから減免が決定するまでの間は、通常の利用料金をお支払いいただきます。減免決定後に、減免開始月に遡り、クラブから利用料金が還付されます。

②減免対象世帯から対象外及び変更になる場合は、速やかにクラブへお知らせください。

③減免審査の対象期間

住民税非課税世帯の方及びひとり親家庭医療費受給世帯の方は年に2回の審査があります。

住民税非課税世帯の方

4～6月分利用料減免のための審査⇒前年度の住民税課税状況

7～3月分利用料減免のための審査⇒当年度の住民税課税状況

【注意】

7～3月分利用料減免の審査に必要な所得の申告がされていない場合は、非課税の判定ができないため7月分からの利用料減免が取消となります。

所得申告の結果、非課税世帯となった場合には、改めて申請してください。

ひとり親家庭医療費受給世帯の方

4～10月分利用料減免のための審査⇒前年度の受給状況

11～3月分利用料減免のための審査⇒当年度の受給状況

問合せ先

真岡市 健康福祉部 保育課 保育係

TEL:83-8035